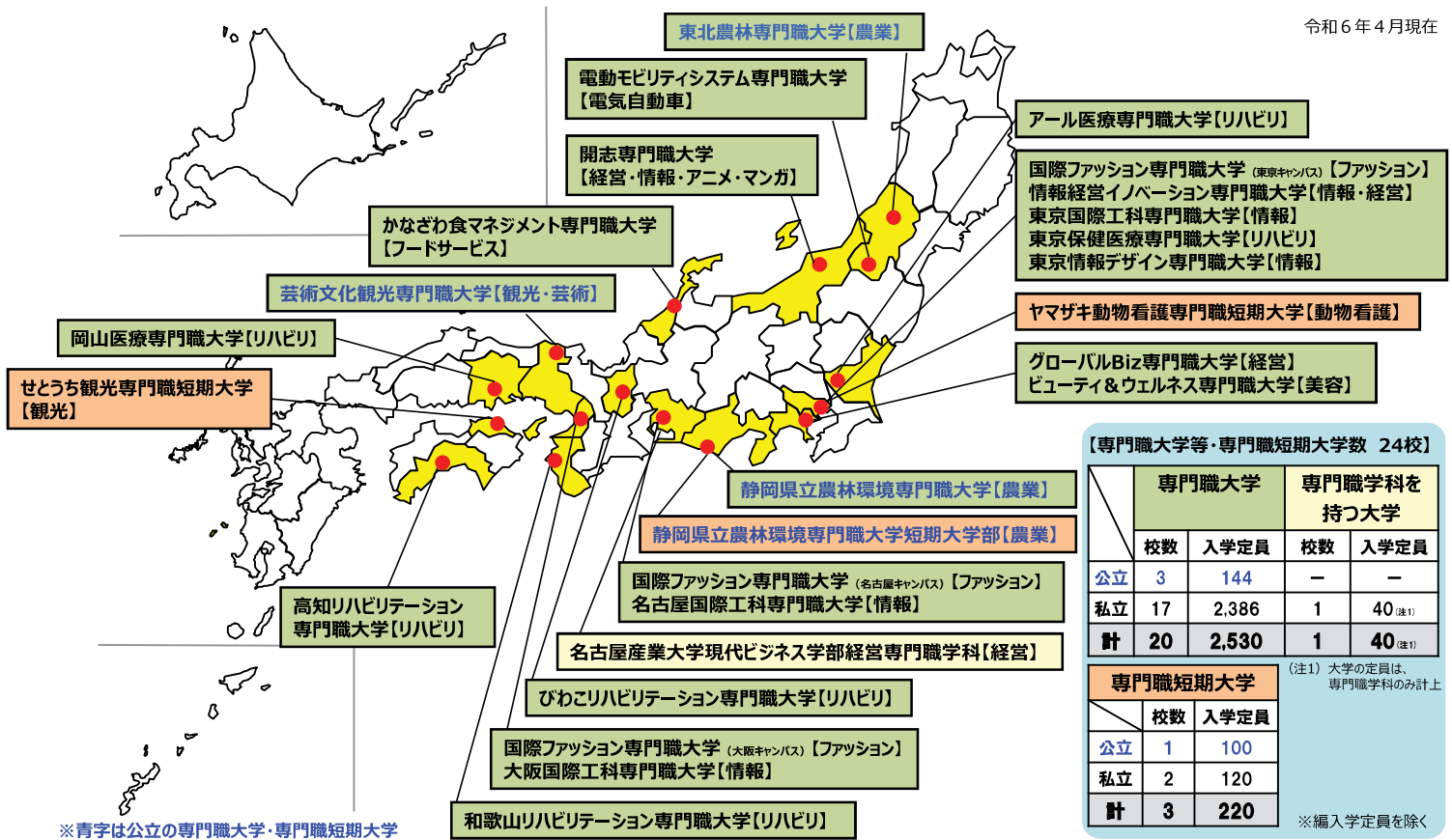


専門職大学等・専門職短期大学の一覧（〔 〕は分野名）

令和6年4月現在



専門職大学等の制度化（2019年(平成31年)4月施行）

経済社会の状況

- 社会の情勢が目まぐるしく変化し、課題も複雑化
- 産業・就業構造の変化
- 少子・高齢化の進行による生産年齢人口の減少

高等教育をめぐる状況

- 高等教育進学率の上昇（大学教育のユニバーサル化）
- 産業界等ニーズとのミスマッチ
- 産業競争力強化や地方創生への貢献を期待

今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材

変化に対応して新たなモノやサービスを創造できる **高度な実践力 + 豊かな創造力** を備えた専門職業人

質の高い実践的な職業教育を行うことを制度上、明確にした新たな**大学**を創設

〔開設が期待される分野〕

情報、観光、農業、医療・保健、クールジャパン分野（マンガ、アニメ、ゲーム、ファッション、食など）

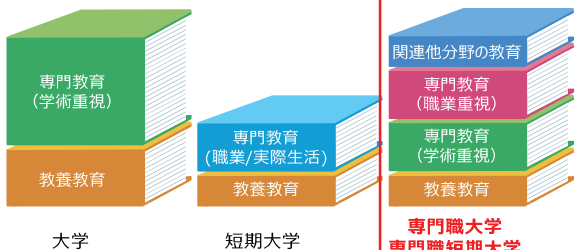
大学制度

学術重視

アカデミックな教育に意欲・適性を持つ学生

職業重視

実践的な教育に意欲・適性を持つ学生、スペシャリスト志向の学生



新しいタイプの大学 専門職大学・専門職短期大学

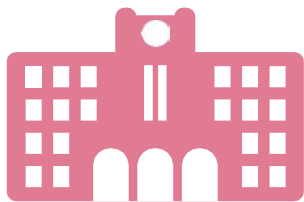
産業界等と連携した高度で実践的な職業教育（かつ学術に基づく教育も重視）



数字で見る専門職大学

専門職大学は全国に**24校**

(注) 令和6年4月1日現在
(注) 専門職短期大学、専門職学科を持つ大学を含む



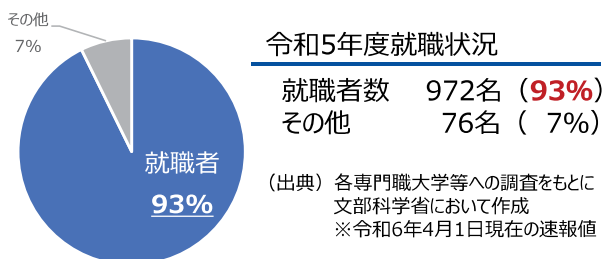
<分野別大学数>

工学 (電気自動車、AI・IT・ロボット、ゲーム・CGなど)	6大学	農学 (農業・林業・畜産業、動物看護)	4大学	家政 (ファッションクリエイション、ファッションビジネス)	1大学
リハビリ (理学療法、作業療法、言語聴覚)	6大学	社会学 (観光事業、地域創生など)	2大学	保健衛生 (美容、基礎医学、運動学、経営学など)	1大学
経済学 (ビジネス、商品開発、広報戦略、貿易、フードビジネスなど)	5大学	美術 (舞台芸術、演劇、アニメ・マンガ、映像音響など)	2大学	(注) 複数の学位を授与している大学があるため、分野別大学数と実際の大学数は一致しない	

就職状況

※令和5年度に卒業生を輩出した大学等の数値

【令和5年度に卒業生を輩出した大学等】



開設年度	大学名	開設年度	短期大学名
H31	国際ファッション専門職大学 高知リハビリテーション専門職大学	H31	ヤマザキ動物看護専門職短期大学
R2	静岡県立農林環境専門職大学 情報経営イノベーション専門職大学 東京国際工科専門職大学 東京保健医療専門職大学 開志専門職大学 びわこリハビリテーション専門職大学 岡山医療専門職大学	R2	静岡県立農林環境専門職大学 短期大学部
		R3	せとうち観光専門職短期大学

※青字は公立の専門職大学・専門職短期大学

高等専門学校制度の概要①

1. 高等専門学校とは

- 中学校卒業後の15歳の学生を受け入れ、実験実習を中心とした、**5年一貫の実践的技術者教育**を行う**高等教育機関**（昭和37年に制度化）
- **中堅技術者・研究開発の担い手**の育成に加え、近年では、**社会的需要が高い成長分野**の人材育成や、**地域課題・社会課題の解決**に貢献する人材の育成が期待されている

2. 基本データ

※令和6年5月1日現在（出典：令和6年度学校基本調査、文部科学省調べ）

学 校 数：全58校（国立51校、公立3校、私立4校）

学 生 数：53,224人（女子学生比率 約24%）

入学定員（R6）：10,495人（15歳人口の約1%）

入学者数（R6）：10,670人（定員充足率 101.7%）

（志願者数 16,113人〔志願倍率1.54倍〕）

卒業後の進路：6割が就職

4割が進学（うち6割が大学へ編入、4割が専攻科へ進学）

高等専門学校制度の概要 ②

- ◆ 目 的 . . . 深く専門の学芸を教授し、職業に必要な
- ◆ 修業年限 . . . 5 年、商船に関する学科は5 年 6 月
- ◆ 入学対象 . . . 中学校卒業者
- ◆ 教員組織 . . . 校長、教授、准教授、講師、助教、助手

◆ 教育課程等

- ①一般科目と専門科目をくさび型に配当して、5年間一貫教育で効果的な専門教育を行っている
- ②卒業要件単位数 167単位以上
(商船に関する学科は、147単位以上)
- ③一学級40人編成、学年制

◆ 称 号

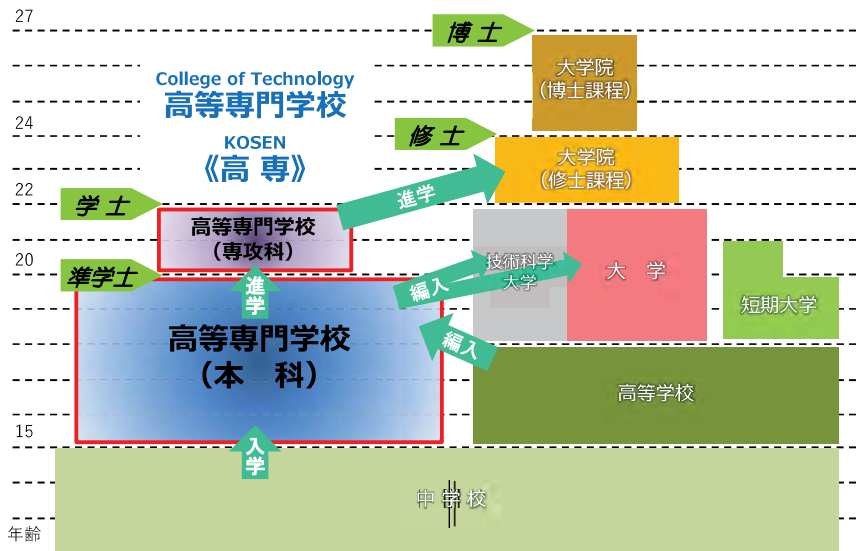
卒業生には準学士の称号

◆ 進 学

高等専門学校卒業後、専攻科進学
※あるいは大学編入学の途がある

※専攻科修了後は、(独)大学改革支援・学位授与機構の審査を経て、学士の学位取得可

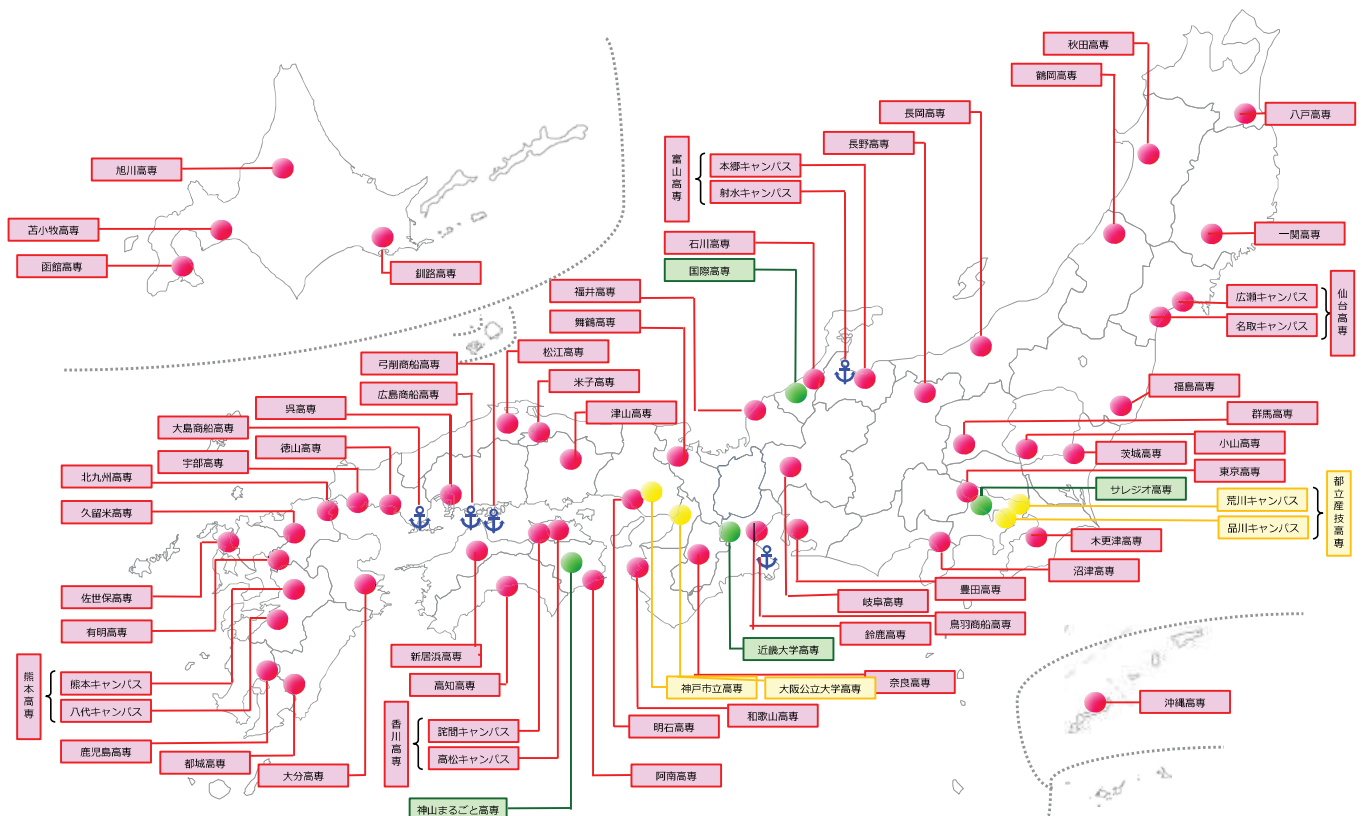
高等専門学校と高校、大学・大学院との制度上の関係



高等専門学校配置図

● 国立高専 ⇒ 51校、 ● 公立高専 ⇒ 3校、 ● 私立高専 ⇒ 4校 【高専合計 ⇒ 58校】
 船 上記のうち商船高専 5校

令和6年4月1日現在



学校数・学科数・学生数

1. 設置者別学校数、在学生数等の現状（令和6年度）※ 私立神山まると高専は令和5年4月に開設。

	学校数 a (本科,専攻科)		本科 学科数 (注1)	本科 入学定員	本科 在学生数 b	専攻科 在学生数 b	1校当たりの在学生数 (本科,専攻科) b/a	
国立	51	51	176	9,360	47,973	2,820	941	55
公立	3	3	7	720	3,578	181	1,193	60
私立	4	2	7	415	1,673	48	418	24
計	58	56	190	10,495	53,224	3,049	918	54

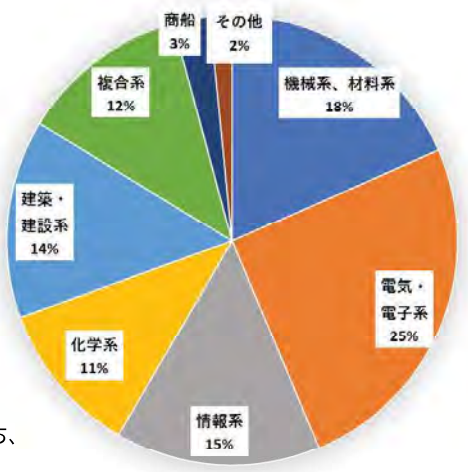
2. 本科分野別学科数・入学定員（人）（令和6年度）

区分	工 業								計
	機械系	電気・電子系	情報系	化学・生物系	建築・建設系	複合系 (注2)	商船	その他	
学科数	35	48	28	21	27	23	5	3	190
入学定員	1,440	1,970	1,125	840	1,080	3,720	200	120	10,495

(注)

1. 学科再編による募集停止中の学科を除く。
2. 「機械系」「電気・電子系」「情報系」「化学・生物系」「建築・建設系」の各系統のうち、幾つかの系統を複合させた学科のこと。

3. 分野別学科数



出典：文部科学省調べ

専修学校(専門課程、高等課程、一般課程)の概要

1. 制度の創設

昭和51年1月11日

2. 目的、入学資格、設置基準 ※ 現行の規定

	専門課程 (専門学校)	高等課程 (高等専修学校)	一般課程
英語表記	Specialized Training College, Post-secondary Course (Professional Training College)	Specialized Training College, Upper Secondary Course (Upper Secondary Specialized Training School)	Specialized Training College, General Course
目的	高等学校等における教育の基礎の上に、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする。(学校教育法第124条、第125条第3項)	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする。(学校教育法第124条、第125条第2項)	高等課程又は専門課程の教育以外において、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする。(学校教育法第124条、第125条第4項)
入学資格	・高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者 ・修業年限が3年の高等専修学校を修了した者 ・高等学校卒業者に準ずる学力が認められた者(外国の学校教育の12年課程修了者、認定在外教育施設の高等学校同等課程修了者 等)	・中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者 ・中等教育学校の前期課程を修了した者 ・中学校卒業等と同等以上の学力があると認められた者(外国の学校教育の9年課程修了者、認定在外教育施設の中学校同等課程修了者 等)	(無し)
設置基準	・修業年限1年以上(学校教育法第124条) ・年間授業時数800単位時間以上(学校教育法第124条、専修学校設置基準第16~18、20条) ・教育を受ける者が常時40人以上(学校教育法第124条) ・教員数が設置基準に定める数以上(専修学校設置基準第39、40条) ・教員が担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものであること。 (専修学校設置基準第41条各号(専門課程)、第42条各号(高等課程)、第43条各号(一般課程)) ・目的、生徒数等に応じ、必要な校地、校舎、設備を備えること(専修学校設置基準第44条~第51条) 等 ※設置する学科が昼間学科、夜間等学科、通信制の学科のいずれかにより、設置に必要な授業時数や教員数等は異なる。		

専修学校を取り巻く状況

- | | | |
|---|--|---|
| <p>＜専修学校の特徴＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 全国約3,000校で60万人が学ぶ実践的な職業教育機関（うち専門学校は約2,700校、55万人）。 ➢ 企業等と連携したカリキュラム。30以上の国家資格の学歴要件。IT人材も年1万人。地元就職率が高い。多様な層に学びの機会を提供。 ➢ 「高等教育のグランドデザイン」答申（H30）との関係（社会の変化に即応できる制度的特徴は生かしつつ、情報公開・評価などの質の保証は更に推進する必要） | <p>＜社会の変化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 少子化の加速に伴う人手不足の顕在化。医療・福祉、工業等の社会基盤を支える人材確保の必要。 ➢ 人生100年やデジタル社会の到来。それに伴う、リカレント・スキリングを含む、職業教育等の重要性の高まり。 ➢ 国際競争力の相対的低下（訪日留学生も変化）。質を確保し戦略的に留学生の受入れを進める必要。 ➢ コロナ禍後の変化（テレワーク、オンライン教育の普及） | <p>＜政策の変化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 職業実践専門課程の推進。特別交付税措置（R4～）。R5時点で35都道府県で実施。 ➢ 給付型奨学金や授業料減免からなる、高等教育の修学支援制度（R2～）。R6に多子世帯、理工農系進学に係る対象者を拡大。R7に多子世帯に係る所得制限を設けない方針。 ➢ 私立学校法の改正（R5改正。R7施行）。これを踏まえた実効性のあるガバナンス改革の推進。 |
|---|--|---|

専修学校の人材育成における質の向上と、社会基盤を支えるために不可欠な人材の輩出を

引き続き進めていくため、以下の3つの柱を中心とした振興策を提言

期待される具体の取組

振興策の3つの柱+その他

① 実践的な職業教育の推進

制度改正関連▶、-

- 職業教育体系の確立、教育の質保証に向けた、学校教育法の改正を含む制度改正の検討（専門課程）
 - 大学等との制度的整合性を高めるための措置（専門課程における単位制への移行、入学者要件を大学等と同等に、在籍者の呼称を生徒から学生に変更）
 - 専門課程修了者の学習継続の機会の確保や社会的評価向上のための措置（専攻科の制度化、称号（専門士）の位置付けの明確化）
 - 教育の質の保証を図るための措置（自己点検評価の義務化、独立した専門の評価機関による評価の努力義務化）
- 職業実践専門課程の数の拡大・質的改善
- 教職員の資質向上（体系的・組織的な研修の推進など）

② 社会人・留学生の受入れ拡大

- 履修証明プログラムや専攻科の制度化等（社会人受入れ促進）
- 外国人留学生キャリア形成促進プログラム（CP）の創設と、その厳格な運用（認定校の留学生は就労時の在留資格の切替えが円滑化）

③ 修学支援新制度の中間層への拡充等への対応

- 分野の概念の整理
- 情報系学科への対応

④ その他

- ISCEDでの高度専門士の位置付けの見直し
- 高等専修学校の学びのセーフティネット機能の強化
- 広報・情報公表の強化
- オンライン教育の推進 等

国（文科省）

制度改正関連◆

- ◆ 必要な制度改正（法令改正、ガイドラインの見直し等）
- ◆ 職業実践専門課程
 - 企業等と連携した実習の実施状況等の調査、要件見直しの検討。
 - 独立した専門の評価機関による評価の段階的な導入の検討
- ◆ 教職員の資質向上
 - 教員研修の体系化の調査研究
- ◆ 社会人・留学生の受入れ拡大
 - 履修証明プログラム【R4.6済】
 - 外国人留学生CP【R5.6済】
- ◆ 修学支援新制度の対象拡大
 - 対象の理系分野の明確化
 - 情報系の学科に係る設置基準緩和【R5.2済】
- ◆ ISCEDの見直し調整【R5.6済】
- ◆ オンライン教育ガイドラインの策定

など

都道府県（所轄庁）

- ◆ 制度改正に伴う、各都道府県で定める認可基準等の見直し及び届出の受理
 - 入学者要件の見直しに伴うもの
 - 単位制への移行等に伴うもの
 - 専攻科を設置する場合に伴うもの
- ◆ 特別交付税措置等を踏まえた、職業実践専門課程の推進
- ◆ 修学支援新制度見直しへの対応 など

各専門学校等

- ◆ 制度改正に伴う学則の変更
 - 入学者要件の見直しに伴うもの
 - 単位制への移行等に伴うもの
 - 専攻科を設置する場合に伴うもの
- ◆ 単位制の導入に伴う各科目の修了要件の明確化
- ◆ 自己点検評価の実施と情報公開
- ◆ 独立した専門の評価機関による評価を受けることの検討
- ◆ 左記施策を活用した、社会人や留学生の受入れ推進 など

4. 高等教育の財政措置

国立大学改革の推進

令和6年度予算額

国立大学法人運営費交付金

国立大学経営改革促進事業

1兆784億円（前年度予算額 1兆784億円）

52億円（前年度予算額 50億円）

令和5年度補正予算額

196億円



自らのミッションに基づき自律的・戦略的な経営を進め、社会変革や地域の課題解決を主導する国立大学を支援

ミッション実現・加速化に向けた支援

改革に積極的な大学の**教育研究活動基盤形成**

教育研究組織の改革に対する支援 85億円（新規分）

※継続分158億円と合わせて、総額243億円

- デジタル・グリーン、地方創生、SDGs、国際化等への貢献を通じて各大学のミッション実現を加速するための組織設置や体制構築を推進

我が国の次世代を担う**人材養成**

多様な学生に対する支援の充実

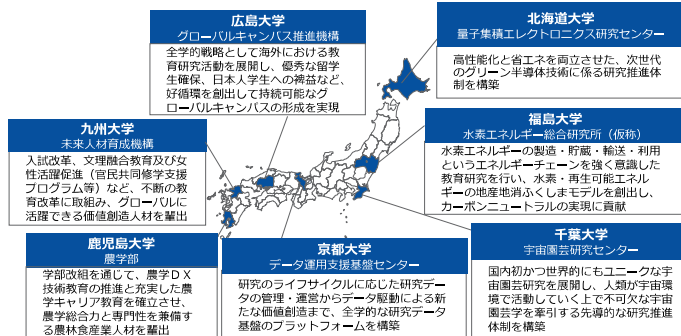
- 大学院生に対する授業料免除の充実
162億円（+3億円）

※このほか、障害のある学生に対する支援を実施

数理・データサイエンス・AI教育の全国展開の推進

12億円（対前年度同額）

- 数理・データサイエンス・AI教育の全国展開を加速するとともに、教えることのできるエキスパートレベルの人材育成を推進



教育研究基盤設備の整備等 114億円（+11億円）

- グリーン社会の実現、デジタル化の加速等を進めるための設備など、教育研究活動の維持・継続に必要な環境整備を推進

大学の枠を越えた

知の結集による**研究力向上**

共同利用・共同研究拠点の強化 55億円（+8億円）

- 文部科学大臣の認定した共同利用・共同研究拠点の活動等を支援

世界の学術フロンティアを先導する大規模プロジェクトの推進

209億円（対前年度同額）

- 人類未踏の研究課題に挑み、世界の学術研究を先導するとともに、最先端の学術研究基盤の整備を推進

※このほか、先端研究推進費補助金等
131億円（+1億円）

改革インセンティブの向上

成果を中心とする実績状況に基づく配分

- 各大学の行動変容や経営改善に向けた努力を促すとともに、国立大学への公費投入・配分の適切さを示すため、教育研究活動の実績・成果等を客観的に評価し、その結果に基づく配分を実施

配分対象経費 1,000億円

配分率 75%~125%

※指定国立大学法人は70%~130%

国立大学経営改革促進事業 52億円（+2億円）

※国立大学改革・研究基盤強化推進補助金

- ミッションを踏まえた強み・特色ある教育研究活動を通じて、先導的な経営改革に取り組む「地域や特定分野の中核となる大学」やガバナンス改革を通じて「トップレベルの教育研究を目指す大学」を支援

（担当：高等教育局国立大学法人支援課）

国立大学の経営改革構想を支援

公立大学に対する地方財政措置

- 公立大学の運営に要する経費については、地域における人材育成、研究成果の地域産業界への還元といった公共的性格を強く有していることを踏まえ、設立団体が責任を持って運営できるよう、普通交付税の基準財政需要額に算入されている。
- 設立団体から公立大学に支出される運営費交付金等は、各設立団体が配分方法や配分額を決定し交付する。

地方交付税のしくみ

〇所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方交付税の全額とされている地方交付税は、**地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。**（総務省HPより）

普通交付税の額の決定方法

各団体ごとの普通交付税額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額（= 財源不足額）

基準財政需要額 = 単位費用（法定）× 測定単位（国調人口等）× 補正係数（寒冷補正等）

基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率（75%）

（公立大学の場合）

基準財政需要額 = 単位費用 × 学生数 × 種別補正係数

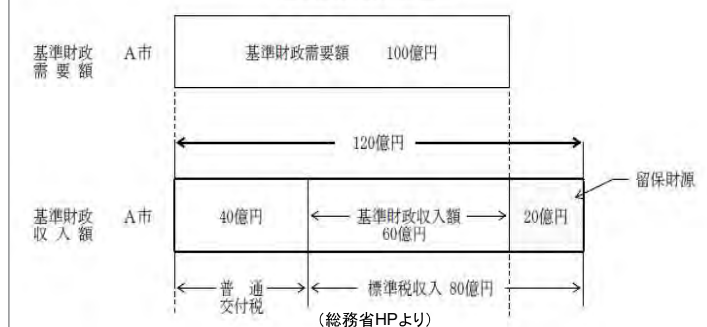
※単位費用：社会科学系の学生900人規模の大学を標準として、歳出（教職員数等）及び歳入（授業料等）規模から算出。

→ 医科系の場合：基準財政需要額 = 213,000 × 学生数 × 17.65

公立大学の学生1人当たりの単価（令和5年度）

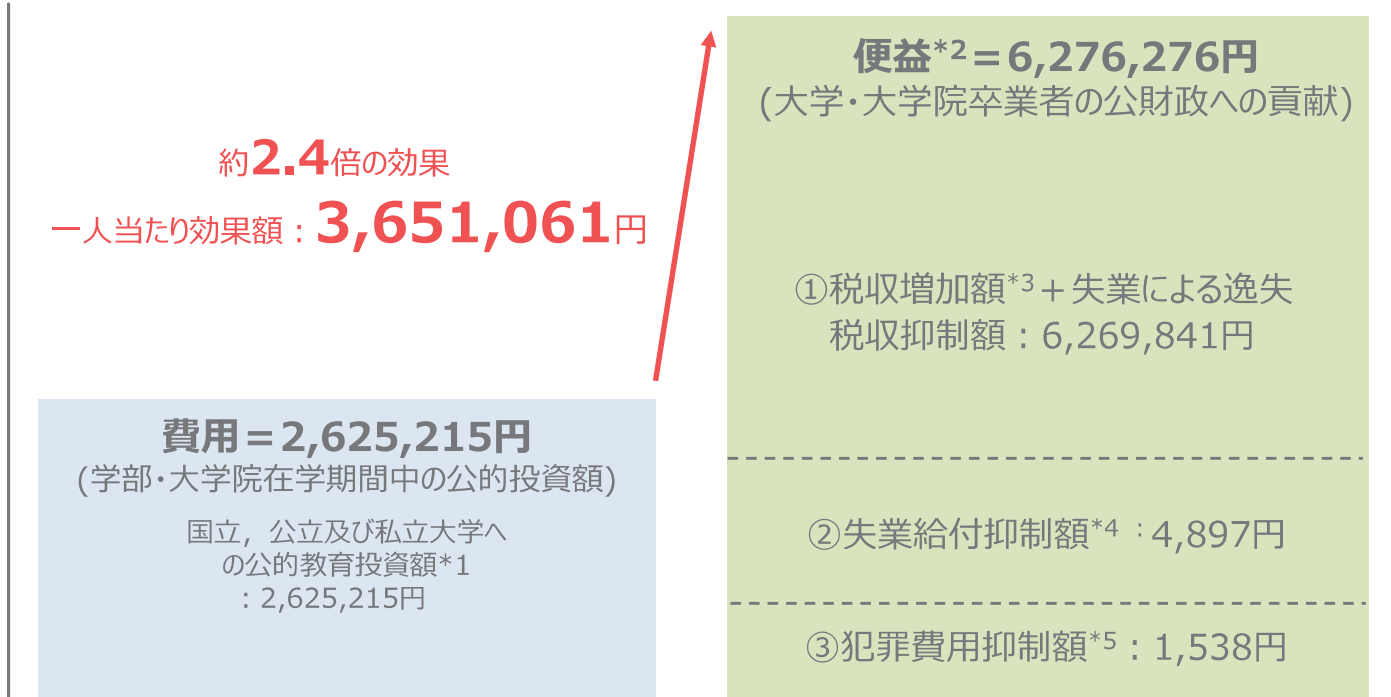
・医科系	375万9,000円（補正係数：17.65）
・歯科系	211万9,000円（補正係数：9.95）
・理科系	145万9,000円（補正係数：6.85）
・保健系	166万8,000円（補正係数：7.83）
・社会科学系	21万3,000円（補正係数：1.00）
・人文科学系	43万5,000円（補正係数：2.04）
・家政系・芸術系	69万2,000円（補正係数：3.25）

普通交付税の仕組み



教育投資の経済成長・歳出削減等への効果

✓ 大卒者・院卒者一人当たりの費用便益分析（平成27年時点）



*1 大学学部及び大学院（全てにおいて同様）

*2 大卒・院卒者の額から高卒者の額を差し引いたものである。

*3 65歳までの所得税・住民税・消費税について、各年齢の税額を19歳を起点として割引率4%による割引現在価値を示した。

*4 雇用保険の失業給付部分を想定したものである。

*5 刑務所への収容にかかる費用を想定したものである。

出典）平成29年度文部科学省委託調査「教育投資の効果分析に関する調査研究」国立大学法人 東北大学

※「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について（第八次提言）」（平成27年7月8日 教育再生実行会議）参考資料を基に作成

授業料の性質

授業料の性質に関する国会答弁（昭和57年3月19日 衆議院文教委員会）（抄）

○宮地政府委員 …国立大学の授業料…は…学校の利用者でございます学生生徒が学校施設及び教職員によって提供される教育という役務に対して支払う対価としての性格を持ったものと考えております。したがって、学校の教育に必要な経費の一部を利用者が負担をするという性格を持ったものでもあるわけでございます。…

授業料について、いわゆる受益者負担という考え方が議論されているようですが、私ども文部省としては、その教育投資のもたらす効果というのは、単に個人に帰属するもののほか、わが国の社会の維持発展を図っていく上で不可欠な基本的なものがあると考えております。ただ、それを明確に区分し測定することが不可能な点もございますので、個人に対する経済的効果という観点のみからの受益者負担主義をとるということは必ずしも適切でない、かように考えております。特に国立大学の授業料につきましては、国立大学が国家、社会の要請に応じて各種の学問分野、専門職業分野等の人材養成を行う、非常に広範、基礎的な人材養成を行うとともに、基礎的な学術研究も推進するというような意味で非常に重要な役割りを担っているわけでございますので、単に、先ほど申しましたような受益者負担という考え方だけから考えるのは適切でない、かように考えております。

なお、私立大学の授業料については、それぞれ私立大学の設置者がお決めになる事柄であろうかと考えております。

入学料の性質に関する国会答弁（平成15年6月6日 衆議院文部科学委員会）（抄）

○河村副大臣 国立大学の入学料についてであります。学生として大学という施設を利用し得る地位を取得するに当たっては、その入学に際して一括して支払われるお金である、同時に、入学に伴って必要な手続、準備のための諸経費に要する手数料としての性格をあわせ持つことから返還しない、こういうことになっておるわけでございます。

文部科学省で定めます大学入学者選抜実施要項においては、「大学は、入学に要する経費のすべて及びその納入手続等を募集要項に記載するもの」といたしておりまして、各国立大学の募集要項については、入学を辞退した場合、既に納めている入学料については返還しないということを記載いたしておるところでございます。そういう意味で、入学料については返還しないということにいたしておるところでございます。

授業料等の性質に関する最高裁判決（最判平18年11月27日民集60巻9号3437頁） ※私立大学について

<授業料等の性質について>

その費目の名称に照らしても、一般に、教育役務の提供等、在学契約に基づく大学の学生に対する給付の対価としての性質を有するもの

<入学金の性質について>

その額が不相当に高額であるなど他の性質を有するものと認められる特段の事情のない限り、合格者が当該大学に入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有し、当該大学が合格者を学生として受け入れるための事務手続等に要する費用にも充てられることが予定されているもの

国立大学の授業料の仕組み

国立大学の授業料等「標準額」

文部科学省令（国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年3月31日文部科学省令第16号）において「標準額」を規定（省令第2条）。

【令和5年度標準額】

- ・授業料：学部・大学院
：法科大学院

年額 535,800 円
年額 804,000 円

- ・入学料：学部・大学院
・検定料：学部
：大学院

282,000 円
17,000 円
30,000 円

「標準額」から上回る授業料等を設定している大学

省令第10条に基づき、各大学は「標準額」の120%を上限に、その範囲内で学則等においてそれぞれ授業料を設定。なお、下限は設定していない。

【令和5年度以降の各大学の授業料等の設定状況】

(1) 授業料：

- ・特定の研究科等において標準額を上回る額を設定する大学 3 大学

- 東北大学 大学院 経済学研究科 会計専門職専攻（専門職学位課程） 589,300 円
- 東京農工大学 大学院 工学府 産業技術専攻（専門職学位課程） 572,400 円
- 一橋大学 大学院 経営管理研究科 642,960 円

- ・標準額を上回る額を設定する大学 7 大学 ※対象の入学者は学士課程（政策研究大学院大学を除く）

- 東京工業大学（令和元年4月以降入学者～） 635,400 円（平成30年9月公表）
- 東京芸術大学（令和元年4月以降入学者～） 642,960 円（平成30年10月公表）
- 千葉大学（令和2年4月以降入学者～） 642,960 円（令和元年6月公表）
- 一橋大学（令和2年4月以降入学者～） 642,960 円（令和元年9月公表）
- 東京医科歯科大学（令和2年4月以降入学者～） 642,960 円（令和元年11月公表）
- 政策研究大学院大学（令和4年4月以降入学者（大学院の過程）～） 642,960 円（令和3年6月公表）
- 東京農工大学（令和6年4月以降入学者～） 642,960 円（令和5年10月公表）

(2) 入学料：標準額を上回る額を設定する大学 1 大学

- 東京芸術大学 学士課程・大学院の課程 338,400 円

運営費交付金と「標準額」の関係

国立大学法人運営費交付金の算定には「標準額」を使用することとし、授業料等の改定（値上げ）は運営費交付金に影響しない仕組み。

米国の有名私立大学における低中所得層への学費優遇策

- 米国では、授業料の高騰による高等教育へのアクセス低下への懸念から、2000年代に入り、有名私立大学において学部学生を対象とした学費優遇策の導入が行われた。
- ハーバード大学、イエール大学、スタンフォード大学では、貸与奨学金を大学独自の給付奨学金とすることにより実質的に授業料の全部又は一部を免除し、年収10万ドルを超える家庭の出身者にまで援助対象を広げた。また、大学の学費に関する透明性を高めるため、年間の学費や初期経費等を算定するツールをHP上に掲載している。
- 財源としては、各大学独自の基金及びその運用収入である。

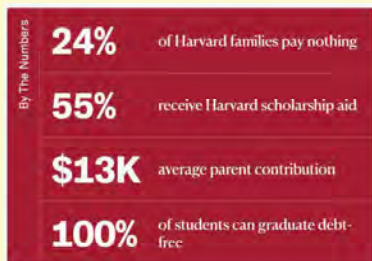


◆ハーバード大学（2024年度授業料60,102ドル）

- ・ 年収85,000ドル未満の家庭の出身者の場合、寮費や授業料等の学費全額が免除（**24%が学費免除**）
- ・ 年収85,000ドル以上150,000ドルの家庭の出身者の場合、年収の0～10%までを学費として納める
- ・ 年収150,000ドルを超える家庭の出身者の場合、個々の状況に比例して年収の10%以上の学費を納める

→55%の学部学生が大学独自のハーバード奨学金を受けている。

→アメリカの家庭の90%以上にとって、ハーバードは州立大学よりも費用が安い。



◆イエール大学（2024年度授業料67,250ドル）

- ・ 年収75,000ドル未満の家庭出身者は、大学独自の奨学金により授業料、寮費、食費、通学費等が賄われるほか、初年度は2,000ドルの給与奨学金と入院保障が与えられ、家庭による学費負担は求められない。
- ・ 年収75,000～200,000ドルの家庭については、年収の規模に応じて1～20%の範囲で負担を求められる。

→64%の学部学生が大学独自の奨学金を受けている。

- ・ 2022年度の出身家庭の年収別の学費負担額、奨学金の受給額（中央値）、受給者の比率は下表のとおり。

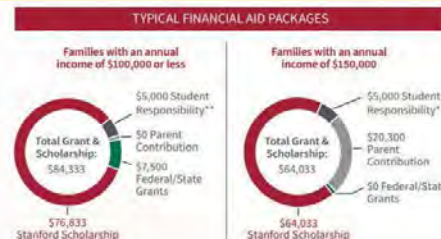
年収範囲	正味コストの中央値	奨学金の中央値	援助を受ける資格のある人の割合
65,000ドル未満	0ドル	84,200ドル	100%
65,000ドル～100,000ドル	1,500ドル	79,000ドル	99%
100,000ドル～150,000ドル	14,800ドル	65,800ドル	97%
150,000ドル～200,000ドル	30,500ドル	50,200ドル	94%
200,000ドル～250,000ドル	49,400ドル	40,300ドル	83%
250,000ドル以上	49,400ドル	28,700ドル	47%



◆スタンフォード大学（2024年度授業料65,127ドル）

- ・ 年収100,000ドル未満の家庭の出身者の場合、授業料、寮費（食費を含む）における家庭の負担は求められない。
- ・ 年収150,000ドル未満の家庭の出身者の場合、授業料に関する家庭の負担は求められない。
- ・ 寮費のみを納める学生の場合、夏季休暇中のアルバイトや大学内での軽作業等により5,000ドル分の支払いを求めるにとどめる。

→65%の学部学生が何らかの学資援助を受け取っている。



【出典】各大学のHP（令和6年6月時点）を基に文部科学省作成

奨学金制度における主な充実について

昭和18年度～

- ・ 大学等を対象とした奨学金事業の創設（無利子奨学金の導入（令和7年度予算案事業規模 約48万人））

昭和59年度～

- ・ 有利子奨学金の導入（令和7年度予算案事業規模 約65万人）

平成11年度～

- ・ 「きぼう21プラン奨学金」の導入
有利子奨学金の貸与人員の大幅増や採用基準の緩和、貸与月額の選択制の導入などの改善

平成16年度～

- ・ 独立行政法人日本学生支援機構の発足

平成29年度～

- ・ **給付型奨学金制度の創設（令和元年度実績 約4万人）**
経済的理由により進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押し
- ・ **残存適格者の解消**
無利子奨学金において、予算上の制約から貸与できなかった者が約2.4万人（H28年度）存在。貸与基準を満たしているにもかかわらず貸与を受けられなかった者（**残存適格者**）を解消

令和2年度～

- ・ **高等教育の修学支援新制度の創設（令和5年度実績 約34万人）**
真に支援が必要な低所得者世帯に対する**授業料等減免**および**給付型奨学金**を大幅に拡充

令和6年度～

- ・ **高等教育の修学支援新制度の中間層への拡充（令和6年度見込み +約19万人）**
高等教育の修学支援新制度について、子供を3人以上扶養している**多子世帯**や**理工農系の学生等**の**中間層へ対象を拡大**あわせて機関要件を厳格化（令和6年度における審査から（令和7年度採用者分）適用）
- ・ **授業料後払い制度の創設**
大学院修士段階において、**授業料を卒業後の所得に応じた「後払い」とする仕組みを創設**
卒業後の納付においては、特に、子育て期の納付が過大とならないよう配慮

令和7年度～

- ・ **多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化（令和7年度見込み +約29万人 計約84万人）**
子供を3人以上扶養している**多子世帯の学生等**について、所得制限を設けず、国が定めた一定の額まで、**大学等の授業料・入学金を無償化**

※貸与型奨学金の返還の負担軽減、地方公共団体や企業による奨学金の返還支援などの取組についても、制度の利用状況や返還者の状況等を踏まえつつ都度充実を図っている。

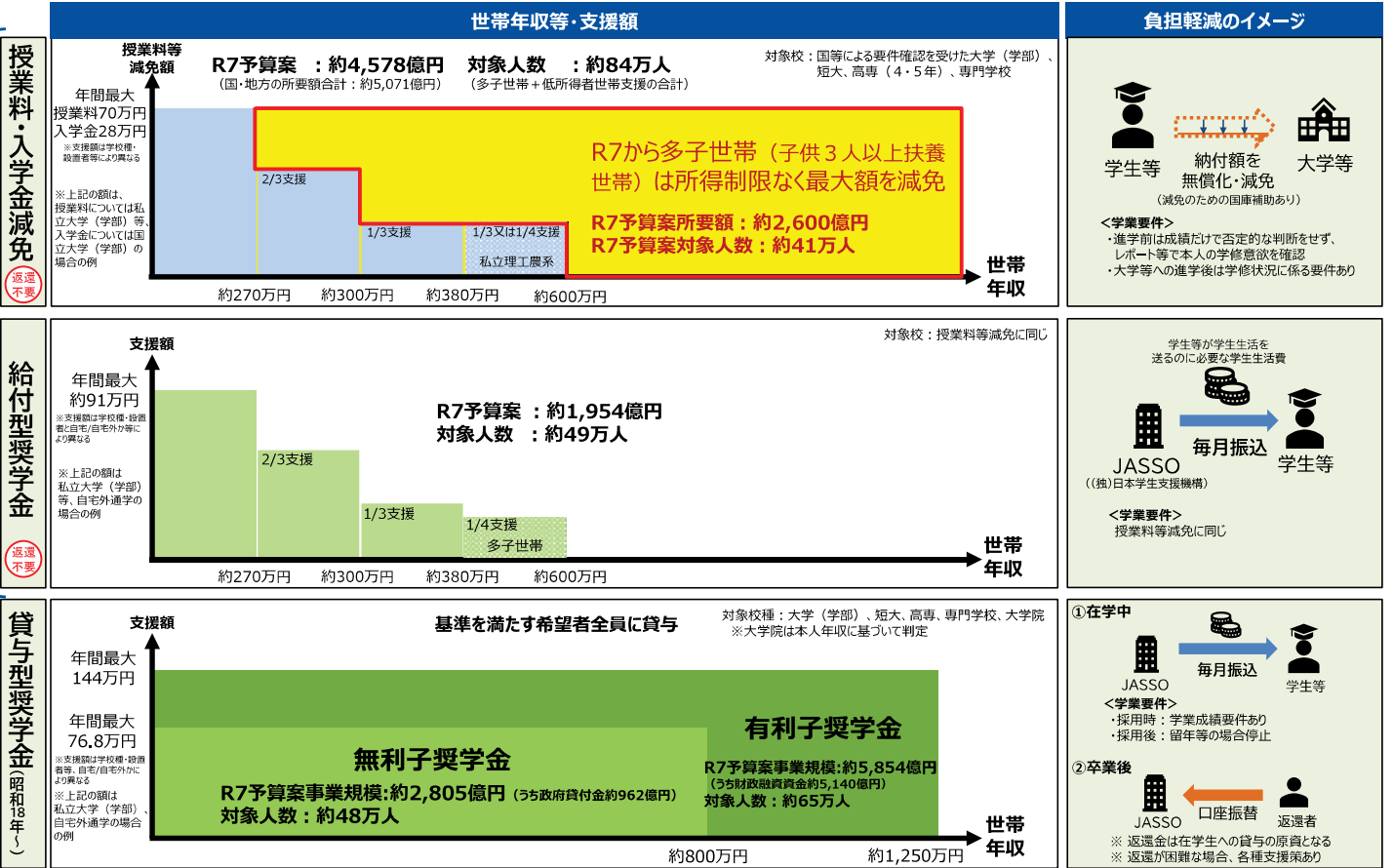
学部・大学院生の経済的な支援に関する全体像

	学部 約262.8万人	大学院【修士課程】 約19.4万人	大学院【博士課程】 約7.7万人
特徴	➢ 貸与型奨学金により幅広くカバー ➢ 修学支援新制度を創設し、低所得世帯への手厚い対応を開始	➢ 貸与型奨学金により幅広くカバー	➢ 近年、若手研究者支援（研究力強化対応）の観点から、給付型の支援を充実
貸与型奨学金	貸与型奨学金 R7予算案事業規模：約8,076億円、約107万人 ※高等専門学校、専門学校、通信教育、海外留学を含む ○有利子奨学金【世帯年収～1,250万円】 最大：144万円/年(月12万円) ○無利子奨学金【世帯年収～803万円】 最大：私学自宅外76.8万円/年(月6.4万円)	貸与型奨学金 ○有利子奨学金【本人年収～536万円】 最大：180万円/年(月15万円) R7予算案事業規模：約63億円 約6,500人 ○無利子奨学金【本人年収～299万円】 最大：105.6万円/年(月8.8万円)、125.6万円 R7予算案事業規模：約465億円、約5万人	貸与型奨学金 ○有利子奨学金【本人年収～718万円】 最大：180万円/年(月15万円) R7予算案事業規模：約6億円 約500人 ○無利子奨学金【本人年収～340万円】 最大：146.4万円/年(月12.2万円) R7予算案事業規模：約50億円、約4000人
	業績優秀者返還免除制度 ※貸与終了者のうち3割が全免若しくは半免 ○ R6年度 67億円 6,030人（実績）	業績優秀者返還免除制度 ※貸与終了者のうち45%が全免若しくは半免 ○ R6年度 21億円 779人（実績）	
授業料支援等	修学支援新制度 R7予算案 7,025億円、84.3万人 （国費分6,532億円、地方負担分493億円） ※高等専門学校、専門学校、通信教育を含む ※非課税世帯及びこれに準ずる世帯、中間層の理工農等に加え、令和7年度から多子世帯学生支援を拡充 給付型奨学金 最大：私学自宅外91万円/年 授業料等減免 最大：私学70万円/年 ※消費税率10%への引上げにより財源を確保し、令和2年4月より実施。 ※R7年度より、多子世帯学生等について、授業料・入学金を所得制限なく一定額まで無償化	各大学の授業料免除制度 （国立）R7予算案 10.2億円 約19,000人 ※人数については、全額免除換算 （私立）R7予算案 5億円 約4,000人 ※大学院分予算額を学生数で案分 人数は補助実績に基づく試算 ※R6年度より、在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付する「授業料後払い」制度を導入	各大学の授業料免除制度 （国立）R7予算案 61億円 約11,000人 ※人数は全額免除換算 （私立）R7予算案 1億円 約1,000人 ※大学院分予算額を学生数で案分 人数は補助実績に基づく試算 <若手研究者支援> ➢ 従来事業により年180万円以上の支援を受給 約4,100人 ・特別研究員(DC) R7予算案 106億円 { 研究奨励金 240万円/年 + 科研費申請可能 (最大150万円/年) + 一部に特別手当36万円 } ➢ 新たな博士後期課程学生支援 約11,200人（見込み） ・博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保 （支援額：原則290万円/年） R5補正499億円 R7予算案 0.3億円※別途、大学ファンドの運用益も充当 ・国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成（次世代AI人材育成プログラム） （支援額：原則390万円/年） R5補正 70億円（※事業全体では213億円）

高等教育費の負担軽減(学生等への経済的支援)

教育の機会均等及び少子化対策の観点から、**公費による全国的な制度**として、**高等教育の修学支援新制度**及び**貸与型奨学金**により、学生等の経済的負担を軽減。

高等教育の修学支援新制度(令和2年度)



※世帯年収は夫婦・子2人世帯の場合の目安
※各支援は組み合わせることが可能(高等教育の修学支援新制度を利用する場合、無利子奨学金については貸与上限額が調整される。)
※その他、大学院生については、修士段階の「授業料後払い制度」、国費や大学独自の予算による各大学の授業料免除制度に係る支援、若手研究者に係る経済的支援制度により支援。

高等教育の修学支援新制度について

※大学等における修学の支援に関する法律(令和元年5月10日成立)

給付型奨学金 1,954億円 授業料等減免 4,578億円
※公立大学等及び私立専門学校に係る 地方負担分(493億円)は含まない
国・地方の所要額 7,025億円

- 【支援対象となる学校種】
大学・短期大学・高等専門学校(4年、5年)・専門学校
- 【支援内容】①給付型奨学金の支給 ②授業料等の減免
- 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用

(参考)「子ども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)抜粋
Ⅲ-1.「加速化プラン」において実施する具体的な施策
1.ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組
(4)高等教育費の負担軽減
○授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに2024年度から多子世帯(※1)や理工農系の学生等の中間層(世帯年収約600万円)に拡大する。さらに、高等教育費により理想の子ども数を持たない状況を払拭するため、**2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償(※2)とする措置等を講ずること**とし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。
※1 扶養される子供が3人以上の世帯(扶養する子供が3人以上いる間、第1子から支援の対象)。
※2 現行制度と同様、支援の上限は、大学の場合、授業料は国公立約34万円、私立約70万円、入学金は国公立約28万円、私立約26万円(大学以外も校種・設置者ごとに設定)とする。

給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 35万円、自宅外生 80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 21万円、自宅外生 41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 46万円、自宅外生 91万円
私立 高等専門学校	自宅生 32万円、自宅外生 52万円

授業料等減免

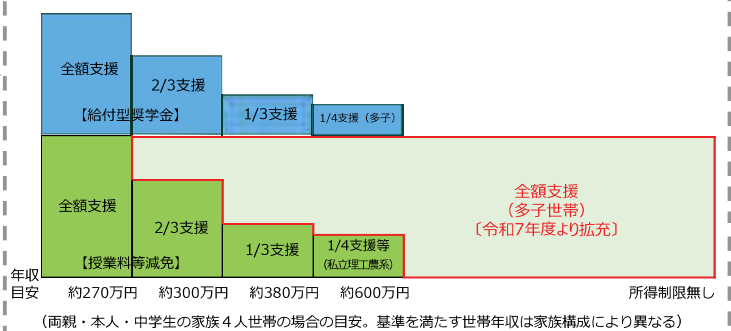
- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学料	授業料	入学料	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

※給付額及び上限額は単位未満を四捨五入した数値

支援額(イメージ)



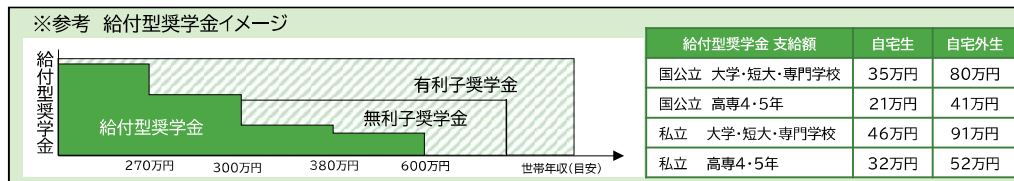
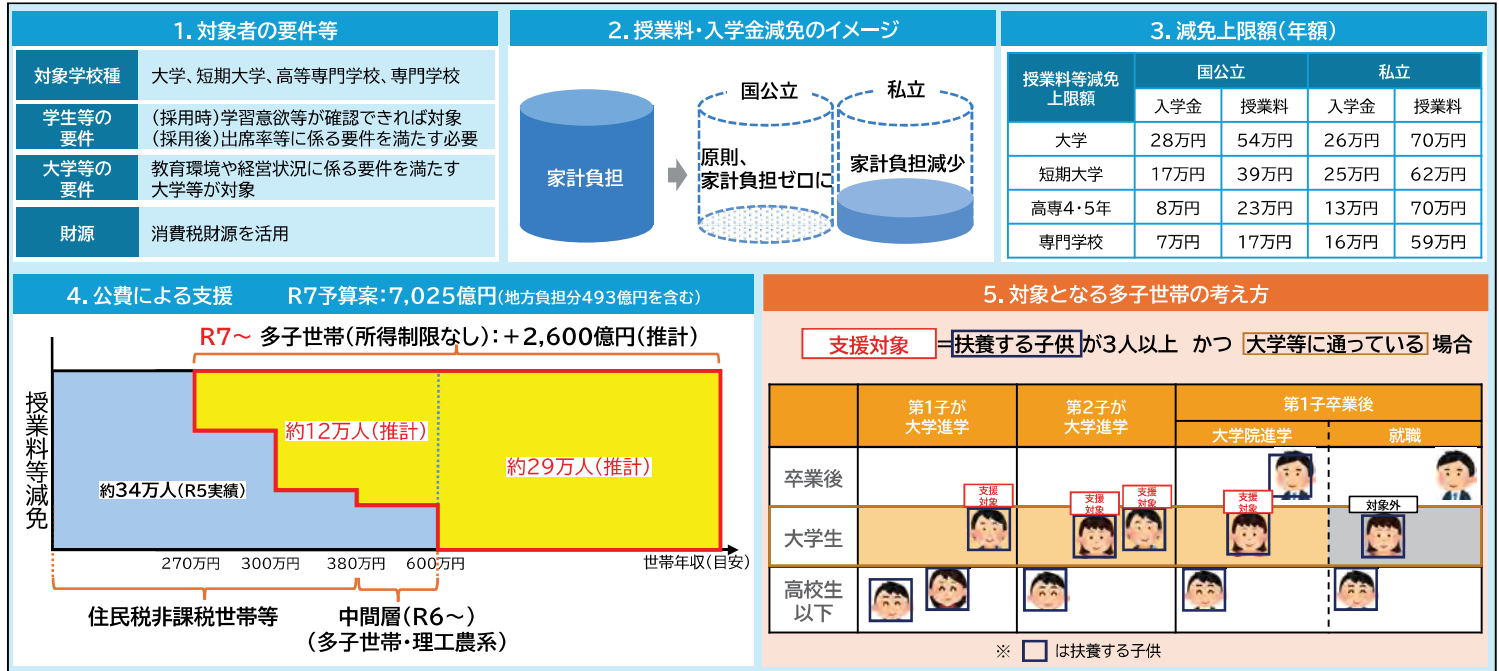
支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
 - 大学等への進学後は学修状況に一定の要件を設定
- 大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象
- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
 - 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>)

令和7年度からの多子世帯に対する大学等の無償化について

こども未来戦略(令和5年12月閣議決定)に基づき多子世帯の学生等に対して大学等の授業料・入学金を、国が定めた一定額まで減額・免除する。
⇒高等教育費を理由として理想の数の子供を諦めることがない社会の実現に寄与。
※理想の子供数が3人以上の場合において、理想の数を諦める理由として、子育て・教育費を挙げる割合が顕著となっている。

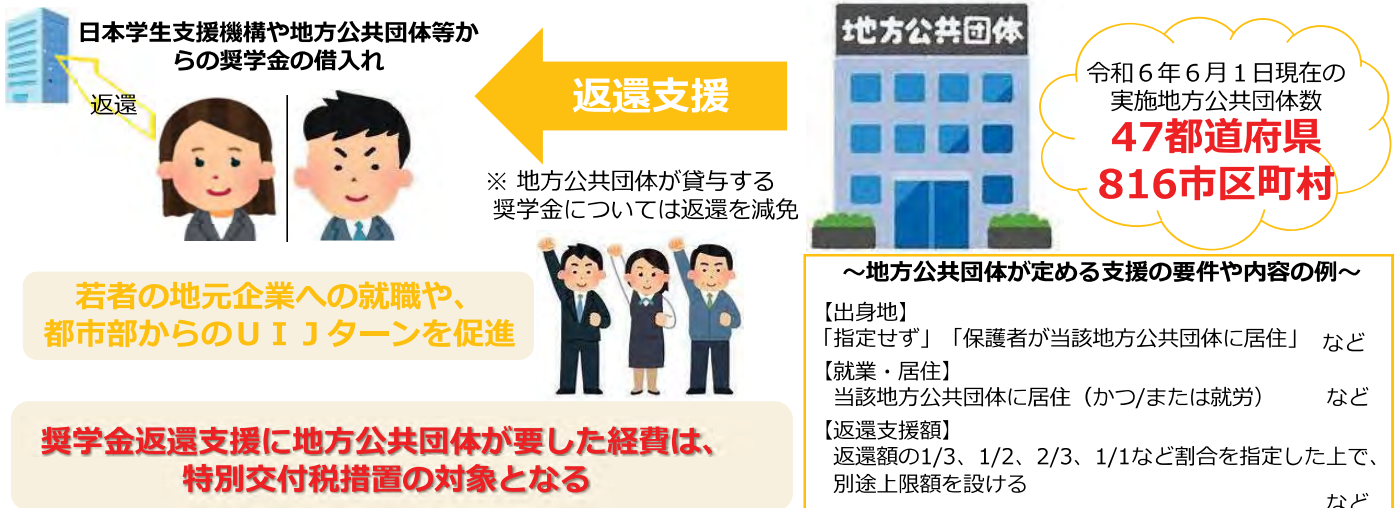


こども未来戦略(令和5年12月閣議決定)抜粋

高等教育費により理想のこども数を持っていない状況を払拭するため、**2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずる**こととし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。

「奨学金返還支援」による若者の地方定着の推進

域内の企業へ若者が就職する場合等に奨学金の返還支援をする地方公共団体の取組を、国としても推進することにより、若者の地元企業への就職やU I Jターンを促す。



地方公共団体に対する特別交付税措置の概要

【都道府県】

- 奨学金返還支援のため地元産業界等との間で基金を設置した場合などに、都道府県の基金への出捐額(※1)、広報経費に対して特別交付税措置
- 対象者の要件は大学等を卒業後に当該都道府県で就職することなど(都道府県と地元産業界等が合意して要件を決定)

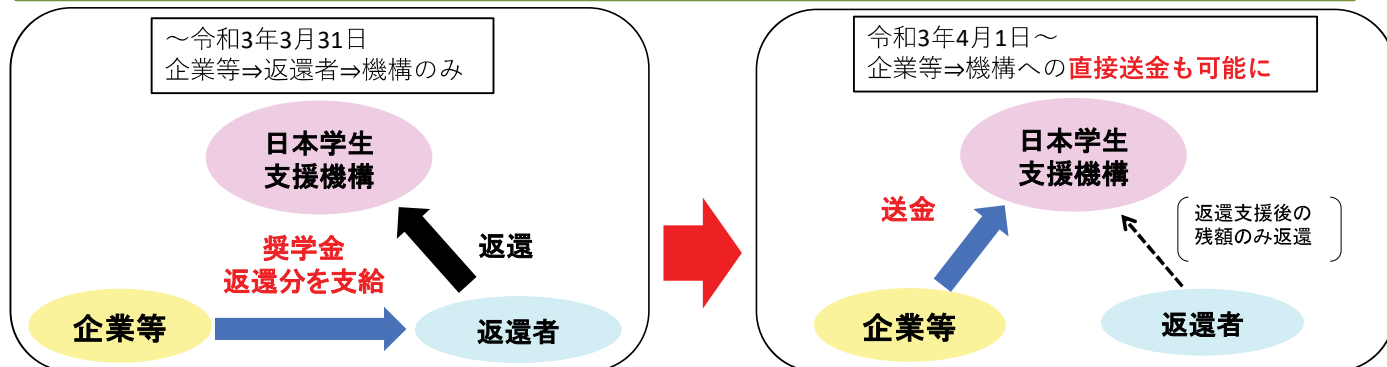
【市町村】

- 奨学金返還支援に係る市町村の負担額(基金の設置は不要)、広報経費に対して特別交付税措置
- 対象者の要件は大学・高校等を卒業後に当該地域に居住することなど
- ※1 都道府県の場合、当該年度の基金への出捐総額の1/2以上を出捐している場合は、出捐総額の1/2の額を対象とする。
- ※2 都道府県・市町村いずれも措置率0.5、上限1億円。ただし、以下の場合は措置率0.3、上限6千万円。
- 【道府県】20~24歳人口が流入超過【市町村】20~24歳人口が流入超過の都道府県に所在し、かつ条件不利地域を含まない(市町村は令和4年度以降の条件を記載)
- ※3 地方公共団体の財政力に応じ、補正あり。

日本学生支援機構貸与型奨学金 企業による奨学金の代理返還制度

- 令和3年4月より、日本学生支援機構は、各企業等が社員に対して実施している奨学金の返還支援（代理返還）について、各企業等からの直接送金を受け付けることとした。
- 制度開始直後の令和3年4月には65社が本制度に登録し、45人が支援対象となったが、令和7年1月末の時点で2,912社まで登録が拡大し、令和3年度には813人、令和4年度には1,708人、令和5年度には4,477人、令和6年度（令和7年1月末時点）には12,081人に支援を行っている。

1. 制度の概要



2. 本制度を利用する場合（企業等から機構へ直接送金すること）の課税等の関係

①【所得税】非課税となり得る	②【法人税】 給与として損金算入が可能	③【法人税】 賃上げ促進税制の対象	④【社会保険料】 標準報酬月額の対象外
返還者にとって、返還額が自身の通常の給与と区分され、かつ奨学金の返還であることが明確となるため、その返還額の所得税は非課税になり得る。 (※) 返還者が役員である場合など一定の場合には、所得税の課税対象となることがあります。	企業等にとって、返還支援に充てる経費は、使用人の奨学金の返済に充てるための給付にあたるので、給与として損金算入が可能。	賃上げ促進税制の一定の要件を満たす場合には法人税の特別控除の適用が可能。 (※) 賃上げ促進税制：雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大35%（中小企業等の場合45%）を税額控除 *税額控除上限：法人税額又は所得税額の20%	代理返還した返還金は原則「報酬」に含まれず、社会保険料の賦課対象とはならない。 (※) 給与規程等で給与に代えて払われている場合には、「報酬」に含まれる。

文部科学行政分野への寄附に係る税制優遇の概要

■ 寄附に係る所得税、法人税の税制優遇

		国 自治体	私立大学 (学校法人)	国立大学 公立大学	国立研究 法人（独法）	公益社団 ・財団法人
所得 税	所得控除 寄附金-2,000円を所得から 控除	○	○	○	○	○
	税額控除 (寄附金-2000円) の40% を所得税額から控除	×	○ (PST要件) *一部要件緩和	△ (※1) *対象事業拡大	×	○ (PST要件)
法人 税	特増寄附枠 (所得×3.125%+資本等 ×0.1875%)を損金算入		○		○	○
	国・自治体への寄附、 指定寄附 寄附金全額を損金算入	○	○ (私学事業団を 通じた場合) (※2)	○	△ (※3)	△ (※3)

【PST（パブリック・サポート・テスト）要件】

実績判定期間（原則5会計年度※4）に

i 3千円以上の寄附金を支出した者（判定基準寄附者数）が年100人以上 かつ

ii 寄附金額が年平均30万円以上

例外として、定員5千人未満の小規模法人については i について最小10人で適用

※1 修学支援事業および学生・ポスドクに対する研究助成・能力向上のための事業など、一部事業については税額控除が認められる。

※2 私立の大学等を設置する学校法人等の設立に必要な費用に充てられる企業等からの寄附金については、全額損金算入ができる指定寄附金の対象となる。

※3 重要な科学技術に関する試験研究を主たる目的とする独法や公益社団・財団法人等による研究のための固定資産の取得については、個別に指定を得れば指定寄附の税制優遇が受けられる。

※4 学校法人について、一定の要件を満たす場合には、実績判定期間を5年間から2年間に短縮。（申請年度R7～12）